

いばらきユニバーサルデザイン 推進指針

平成18年2月

茨城県

目次

第1章 はじめに	1
第1節 ユニバーサルデザインとは	1
第2節 指針策定の背景	3
第2章 いばらきのユニバーサルデザイン	7
第1節 茨城県のビジョン	7
第2節 基本戦略	9
第3節 具体的取り組み	11
第4節 基本姿勢	20
第5節 指針の性格	21
第3章 ユニバーサルデザインの推進体制等	22
第1節 県の取り組み	22
第2節 NPO, 市民団体の役割	23
第3節 県民の役割	23
第4節 市町村の役割	24
第5節 事業者の役割	25
第6節 国の役割	26
(参考資料1) 用語解説	27
(参考資料2) 指針策定の経緯について	30
(参考資料3) いばらきユニバーサルデザイン研究会会員名簿	31

第1章 はじめに

第1節 ユニバーサルデザインとは

1 ユニバーサルデザインの考え方

- ユニバーサルデザインとは、「年齢や性別，国籍，障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう，まち，もの，環境等を整備する」という考え方で，使いやすさ，安全性などの基本的事項を示した7原則¹が知られています。
- 近年，建築や製品といったハード面から，サービスや情報といったソフト面までその理念が広がっており，企業，市民団体，行政などでその考えを積極的に取り入れる動きが盛んになってきています。

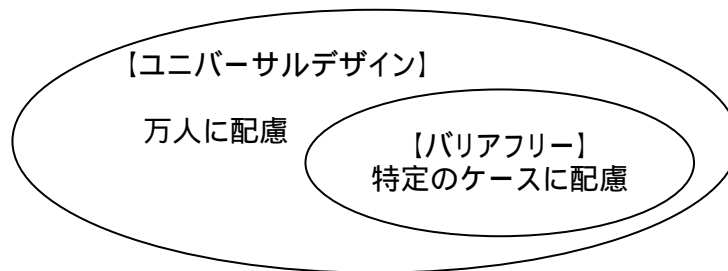
2 バリアフリーとユニバーサルデザインの違い

- 近年社会に浸透してきた「バリアフリー」の概念と「ユニバーサルデザイン」とは様々な違いがありますが，その相違点の主なポイントを挙げてみると次のようになります。

バリアフリー	ユニバーサルデザイン
ハードや制度などの既存の社会的な障壁を取り除いて改善	ものづくり等を始める時から全ての人が使いやすいように考慮
主に障害者，高齢者等を対象として特定のケースに個別に配慮	全ての人が共用できる
建築物などのハードの場合，様々なケースに配慮するため設置者側での費用負担も大きくなる	最初から誰にも使えるような配慮をしているため，事後的な負担がないか，もしくは少ない

- この表だけを見ると，特定のケースだけに配慮し，費用もかかるバリアフリーに取り組むことはムダなことのように思われますが，ユニバーサルデザインとバリアフリーは決して相反する概念ではなく，前者が後者を発展的に包含しており，人々がより暮らしやすい社会を目指すという理念においては方向性を同じくするものです。

¹ 原文は用語解説（27ページ）参照。



バリアフリー	ユニバーサルデザイン
対比例	
<ul style="list-style-type: none"> ● 階段昇降機 (後からリフトを付けたことで車いす利用者は対応できるが、他の利用者には利点がない) 	<ul style="list-style-type: none"> ● エレベーター (車いすもそのまま乗り込め、他の利用者にも便利)
<ul style="list-style-type: none"> ● 車いす対応トイレ (車いす利用者以外の障害者等に対応できない) 	<ul style="list-style-type: none"> ● だれでもトイレ (オストメイト²用洗浄機器、ベビーシートなどの設備を設けることで、あらゆる利用者に対応)
<ul style="list-style-type: none"> ● 左きき用ハサミ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 両きき用ハサミ
その他の事例	
<ul style="list-style-type: none"> ● 段差の解消・手すり設置 ● 施設に点字・音声案内設置 <p style="text-align: center;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● シャンプー識別用の出っ張り ● カードの切れ込み ● ドアのレバーハンドル ● 文字の大きさ、色調に配慮し音声ガイドをつけたホームページ <p style="text-align: center;">など</p>

3 ユニバーサルデザインを理解するためのポイント

ユニバーサルデザインがこれからの社会になぜ必要なのか、ということを理解するためには、次のようなポイントで物事をとらえることが重要です。

(1) ユニバーサルデザインでは、「人は多様であり、平等である」という認識が原点

- ユニバーサルデザインは、すべての人に共通する課題を解決するための手法です。
- 誰でも年を取れば身体的能力は低下しますし、そうでなくとも病気や

² 人工肛門や人工ぼうこうを保有する人のこと。

ケガで一時的に精神的・肉体的に衰えることはあるはずですが。

- 相手の身になって想像力を働かせて真剣に考えることで、自分にとっても暮らしやすい環境づくりが可能となります。
- この課題に取り組む際には、多様な人がいることを前提とした思いやりや助け合いの精神が大切であり、特別な配慮を感じさせないさりげなさもポイントになります。

(2) 「ユニバーサルデザイン」は「デザイン」ではなく「思想」

「ユニバーサルデザイン」というと、「デザイン」という言葉にとらわれて、モノづくりだけといったイメージになりがちですが、ユニバーサルデザインとは「思想」であり、教育、情報、サービスなど、あらゆる分野にその考え方を取り入れることが可能なのです。

(3) ユニバーサルデザインは、ベストよりベター

- 「ユニバーサルデザインは万人に配慮する」といっても、最初から万人に対応する完璧なものをつくることは困難ですので、ユニバーサルデザインの考え方においては、社会に存在する改良すべきニーズに気づき、具体的な改善策について不断の取り組みを行っていく過程そのものが非常に重要です。
- つまり、最初から完璧なものができればベストですが、その困難さを認めたくえて、社会システムを今より少しでも改良していこう、という考え方、そのプロセスこそがユニバーサルデザインであると言えます。

第2節 指針策定の背景

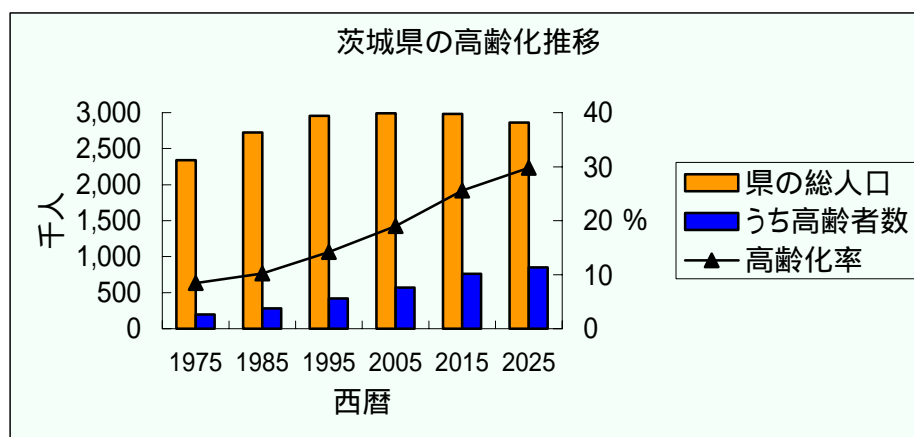
茨城県において、誰もがより快適に生活できる社会の実現を目指すため、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた指針を策定する背景には、次のようなものが挙げられます。

(1) 少子高齢社会の進展

- 医療技術の進歩や国民の健康に対する知識の向上などにより、日本は世界有数の長寿大国となりました。その結果として高齢者の数は増加

しており、茨城県においても昭和50(1975)年には高齢化率(人口に占める65歳以上の方の割合)が8.4%だったものが平成17(2005)年には19%まで上昇すると推計されています。

- また、茨城県の高齢化率は全国平均を下回っているものの、平成12(2000)年度から平成42(2030)年度までの伸び率は14.3%(全国第5位)³と予想されています。
- さらに、平成12(2000)年度から平成32(2020)年度までの高齢単身世帯の伸びについては、2.23倍(全国第4位)⁴と予想されています。
- これらのことから、高齢になっても地域とつながりを持ちながら、生きいきと暮らせる環境づくりが求められています。



出典：

1975～1995 国勢調査(総務省統計局)

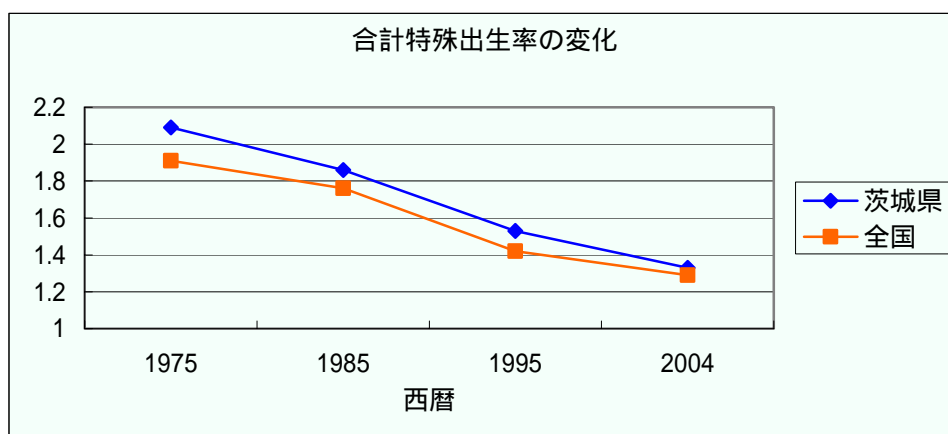
2005～2025 日本の将来推計人口(国立社会保障・人口問題研究所)

2005年の県総人口のみ「茨城県の人口と世帯(茨城県企画部統計課)」

³ 都道府県別将来推計人口平成14年3月推計(国立社会保障・人口問題研究所)

⁴ 日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)2000年3月推計(国立社会保障・人口問題研究所)

- 高齢化の一方で、これからの社会を支える子供の数は減少を続けており、昭和50(1975)年には2.09だった合計特殊出生率(一人の女性が一生で子供を産む数)が、平成16(2004)年には1.33まで減少し、現在の人口を維持するために必要といわれる2.08を大きく下回っています。
- また、女性の社会進出が言われて久しい現代でも、本県の30代女性の労働力率は57.4%(全国第36位)⁵と全国的に見ても低位にあり、女性が働きながら安心して暮らせる環境づくりが求められています。



出典：人口動態統計(厚生労働省大臣官房統計情報部)

(2) ノーマライゼーション⁶の進展

障害があっても地域で普通の生活を営める環境づくりを目指すノーマライゼーションの理念が徐々に広がりを見せ、各地で具体的な取り組みが行われていますが、必ずしも周囲の理解が十分ではない状況であり、より一層の取り組みの充実が望まれています。

(3) 情報化の進展

- 私たちは今、インターネット等を中心とする情報通信技術の飛躍的発展を背景として「IT革命」の時代を迎えています。このため、たくさんの情報を簡単に手に入れることができるようになった一方、機器の使い方が分からないなどの理由で人によっては手に入れることの

⁵ 平成12年国勢調査(総務省)

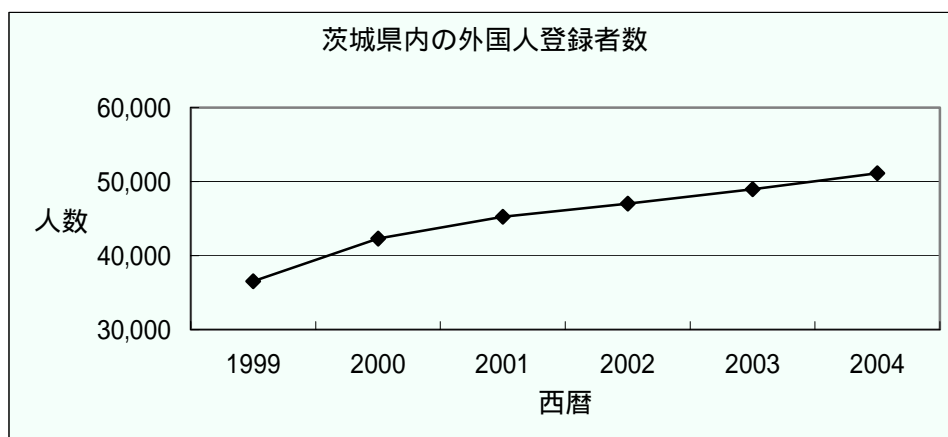
⁶ 1950年代のデンマークで発生した考え方で、障害のある人も、一般社会で普通に生活できるようにすることを目指す理念。

できる情報に格差が生まれる，いわゆるデジタル・ディバイド⁷と呼ばれる課題も発生しています。

- そのため，様々な情報媒体について，より多くの人々が利用しやすいものとなるような改善に向けた取り組みが求められています。

(4) 国際化の進展

- 経済のグローバル化や交通機関の発達，情報網の発展等により海外から観光・留学・就労等の目的で日本を訪れる外国人の数は増加しています。本県も例外ではなく，主に南米・アジアなどから多くの方々が来県しており，長く県内に在住する人も少なくありません。
- 言葉の壁や文化の違いから，教育や医療，日常生活などで深刻な問題を抱えるケースもあり，そうした状況への対応の充実が望まれています。



出典：平成16年末現在における外国人登録者統計について
(法務省入国管理局)

- 従来の日本の社会は，健康な成人男性，さらに言えば右ききで日本語を話す人，といった画一的なユーザーを想定してシステムを構築してきました。
- 確かに右肩上がりの成長を続ける社会では，そのようなシステムの方が効率がよかった面もあります。しかし，ライフスタイルの多様化などを考えると，これからは「年齢や性別，国籍，障害の有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう，まち，もの，環境等を整備する」というユニバーサルデザインの考え方を取り入れ，誰もが制約なく参加できる社会を実現

⁷ 一般に情報通信技術（IT，特にインターネット）に関する知識などの差により，その技術の恩恵を受けられる人と受けられない人の間に経済面などで社会的格差が生じ，拡大すること。

することが非常に重要になってきます。

- このような背景を踏まえ、茨城県では次の章で述べるビジョンに基づいてユニバーサルデザインを推進します。

第2章 いばらきのユニバーサルデザイン

第1節 茨城県のビジョン

【茨城県のビジョン】

茨城県では、「人は多様であり、平等である」との共通認識のもと、すべての人が質の高い生活を享受でき、暮らしがいのある県づくりを目指して、住民、NPO、企業、行政など多様な主体が、本県の特徴を最大限に生かしながら、様々な分野で積極的に参画し、連携・協働して取り組む「いばらきスタイル」のユニバーサルデザインを推進します。

（豊かな自然環境）

- 本県の特徴を説明するうえで欠かせないものの一つに、豊かな自然環境が挙げられます。
- 関東地方の北東部に位置し、首都東京に近接していることに加え、約180 kmに及ぶ長い海岸線や全国第2位の面積を誇る霞ヶ浦があり、北部から北西部にかけては八溝山地が連なり、中央部から南西部にかけて関東平野の一部である常総平野が広がるなど、数多くの自然が残されているとともに、気候が温暖で災害も少ないなど自然環境に恵まれています。

（多様な生活環境）

- また、生活環境においては、可住地面積⁸が約4,000 km²と全国第4位の広さがあるため特定の地域に人口が集中しておらず、県南部の都市化が進んだ地域や県北部の農村環境が残る地域が混在しています。
- しかし、東京に近接していることや、4つの高速道路網、常陸那珂港など4つの重要港湾、さらにはつくばエクスプレス⁹の整備をはじめ、百里飛

⁸ 土地の総面積から林野面積と主要湖沼面積を差し引いた、人が住み得る土地の面積。

⁹ 茨城県つくば市から東京の秋葉原駅までを結ぶ、路線延長58.3 kmの鉄道。平成17(2005)年8月24日開業。

行場の民間共用化の着実な進展により、陸・海・空の広域的な交通ネットワークが形成されつつあり、いばらきブロードバンドネットワーク¹⁰の供用とあわせて、「だれでも」「いつでも」「どこでも」県民一人ひとりの価値観に合った生活環境を選択することができる社会基盤が整いつつあります。

（安定志向の県民気質）

- 一方、時代によって徐々に変わってきてはいるものの、茨城県民の気質の根底には、いわゆる「水戸っぼ」に代表される「理屈っばい」「骨っばい」「怒りっばい」といった要素があると言われていたとともに、豊かな自然条件の中で長く農業を営んできた土地柄から、安定志向で保守的な傾向があります。このことは、逆に言えば相互扶助の精神が色濃く残っている地域が多いことを示しているとも言えます。

（急速な変化の時代）

- このような中、本県を取り巻く社会情勢は、少子・高齢化の急速な進行、国際化の進展、情報通信技術の飛躍的な発展など、私たちの予想を超えたスピードで大きく変化しているほか、急速な市町村合併の進展に伴い顕在化しつつある新たな地域コミュニティの構築などの課題があり、それらへの的確な対応が求められています。
- また、人々の価値観や意識は、物の豊かさよりも心の豊かさや質の高い生活を求める志向へと変化してきており、一人ひとりが自分に合ったライフスタイルを実現し、生きがいを持ちながら個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

（「いばらきスタイル」のユニバーサルデザインの推進）

- このため、県では、「すべての人にとって暮らしがいのある県づくり」を目指し、「人は多様であり、平等である」との共通認識のもと、すべての人のためのデザインであると同時に、個人を生かすデザインを構築するため、「いばらきスタイル」のユニバーサルデザインを推進します。
- つまり、万人が利用しやすい環境づくりとともに、人それぞれの個性や様々な場面に対応できる選択の多様性を確保することを重視します。

¹⁰ 県内15箇所のアクセスポイントと全市町村が光ファイバで結ばれた、超高速・大容量の通信ネットワーク。県民・企業など、誰もが便利で廉価に利用できる情報通信サービス環境の実現により、情報格差の是正、産業振興、行政サービスの効率化・高度化を推進することを目的としている。

- また、住民・NPO・企業・行政など多様な主体が積極的に参画し、各々の役割分担を明確にしつつも垣根を越えて連携・協働する取り組みを進めます。
- さらに、新しい取り組みを考えるだけでなく、本県独自の先進的な既存の取り組みや、本県の特徴となっている地域の文化、人的資源などに着目し、それらを最大限に活用した取り組みを進めます。
- こうした「いばらきスタイル」の推進に当たっては、次のような柱を軸にした戦略を立て、具体的な取り組みを展開していくこととします。

【ビジョンの3つの柱】

1 活力ある茨城づくり

本格的な人口減少社会を迎えるにあたり、ユニバーサルデザインの視点から多様な人に対応したサービスの向上、製品等の開発による新しい産業の創出を図るとともに、高齢者や女性等の社会参加を促進し、社会の活力を維持発展できる県づくりを目指します。

2 住みよい茨城づくり

生活の質の豊かさをより重視し、誰もが制約なく楽しく外出でき、保健・福祉・医療の充実による安心・安全で暮らしがいいのある県づくりを推進します。

3 人が輝く茨城づくり

多様な人への理解を深める教育を推進するほか、県民の主体的な取り組みを支援することで地域コミュニティの再生・活性化を図り、思いやりや助け合いの心に満ちた県づくりを推進します。

第2節 基本戦略

茨城県では、ユニバーサルデザインの理念を推進するための指針を策定するにあたり、次のポイントを踏まえた施策の展開を図ることとします。

1 思いやりや助け合いの心があふれる茨城づくり

本県にはもともと人のつながりが密な地域性がありましたが、時代の変化とともに希薄になる傾向も出てきています。そこで、一人ひとりの個性を尊重しながらも他人を思いやることができる、「心のユニバーサルデザイン」を実践する取り組みを進めます。

【基本目標】

- ユニバーサルデザインへの理解の向上
- ユニバーサルデザイン教育の推進

2 豊かな自然環境や地域資源を活用した茨城づくり

社会資源の豊かな本県においても、人口構造の変化などの時代の変化に対応しながら地域の魅力を高める努力をしなければ、豊かな社会を維持していくことは困難です。そのため、本県が持つ豊かな自然や地域資源を生かした取り組みを進めます。

【基本目標】

- 地域資源を活用したユニバーサルデザインの導入促進
- 市町村施策へのユニバーサルデザイン導入促進

3 多様な分野で活発な交流が行われる茨城づくり

今までの県づくりは主に行政主導で行われてきた面があります。しかし、これから真に暮らしがいのある社会を実現するには、県・市町村・NPO・企業などの枠を超えた連携や、地域における県民主体の取り組みが盛んになることが必要であり、県はそうした取り組みを支援します。

【基本目標】

- ユニバーサルデザイン製品開発のための交流の促進
- 地域ケアシステム¹¹など地域に根ざしたコミュニティの拡大
- グリーンツーリズム¹²などによる交流の促進

4 生活の質の豊かさを実感できる茨城づくり

生活の質とは、一般的に生活者の満足感・安定感・幸福感などを規定して

¹¹ 地域の中で援助を必要としている在宅の高齢者や障害者などに対し、行政、医療・介護関係者、民生委員などの専門家がチームを組んで一人ひとりのニーズに合ったきめ細やかな福祉サービスを提供するシステム。介護保険では対象とならないサービスまでカバーしているのが特徴。

¹² 農山漁村などに長く滞在し、農林漁業体験やその土地の自然や文化に触れ、地元の人々との交流を楽しむ旅。

いる様々な要因の質のことを指し、それらの質をハード・ソフトの両面から高めていくことが求められています。このため、サービスや製品等を利用者の立場から見てより良いものにしていくための継続的な取り組みにより、暮らしの中で質的な豊かさを実感できる環境づくりを進めます。

【基本目標】

- まちづくりへのタウンモビリティ¹³等のユニバーサルデザイン導入促進
- 県立施設のユニバーサルデザイン化
- 県ホームページのウェブコンテンツ JIS¹⁴適合促進

第3節 具体的取り組み

茨城県では、「いばらきスタイル」のユニバーサルデザインを構築するため、基本戦略を踏まえて以下のような具体的取り組みを進めます。

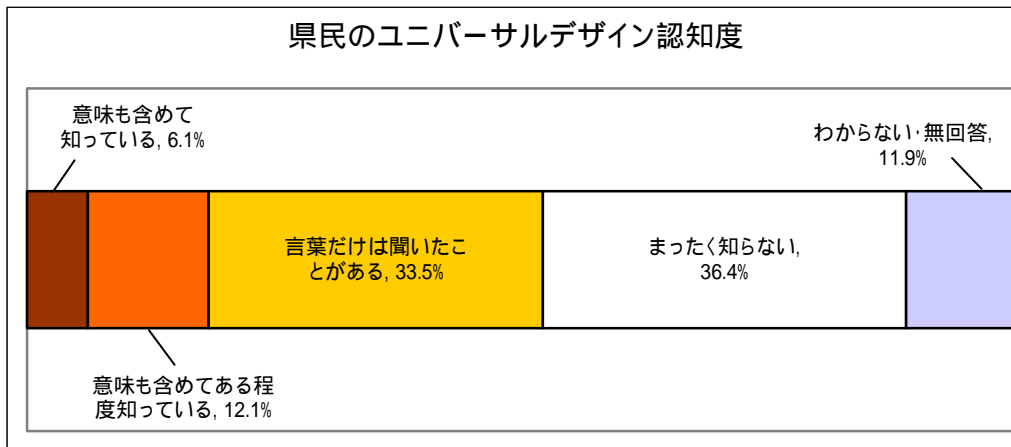
1 普及・推進

(1) 現状・課題

- 近年、社会においてユニバーサルデザインを積極的に取り入れる動きは盛んになってきましたが、意味を含めてある程度知っている県民まで含めてもその割合は2割に満たず、その理解はまだまだ進んでいないのが現状です。

¹³ 高齢者や障害者など、長距離の歩行が困難な人に電動カートや車いすなどを貸し出して町なかを自由に移動できるようにし、買い物や散策を楽しんでもらう取り組み。

¹⁴ 財団法人日本規格協会が平成16年6月に制定した「高齢者・障害者等設計配慮指針 - 情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス - 第3部：ウェブコンテンツ (JIS X8341-3)」の通称。インターネットが高齢者や障害者といった幅広いユーザーにとって利用しやすいものとなるよう、ウェブサイトを構築する際の画面構成や色調への配慮などについて定めたガイドライン。



出典：平成17年度県民世論調査（茨城県知事公室広報広聴課）

- まちづくり，教育，製品開発など，様々な分野での具体的な取り組みを通じてより多くの人にその理念を理解してもらう必要があります。

（2）取り組みの方向性

組織体制を整備したうえで，次のような取り組みを進めます。

（下の表ではユニバーサルデザインを「UD」と表記しています。）

活動	取り組み内容
UDを みせる （紹介）	<ul style="list-style-type: none"> ● 県関連施設・イベント等でのUD製品展示・事例紹介 ● 県ホームページでのUD推進団体等の紹介 ● UD事例集の作成・配布 など
UDを つかう （導入）	<ul style="list-style-type: none"> ● 県におけるUD製品の積極的導入 ● UD製品開発への支援充実 など
UDを かんがえる （企画）	<ul style="list-style-type: none"> ● UDアイデアコンテスト ● 公共事業，イベント，ホームページ等をUDの視点で見直し など
UDを ひろげる （体験）	<ul style="list-style-type: none"> ● 有識者による講演会開催 ● UD体験研修 ● 児童・生徒への教育・普及 など

2 サービス

(1) 現状・課題

- 今までのサービスは、主に健康な人を念頭に置いており、身体的な機能に障害がある人に対する対応は何か特別なもの、という意識が強く働きすぎる面が見受けられました。
- また、今までの日本社会は、外国人への接客に不慣れな面が見受けられました。
- そのため、あまり想定していない障害者、外国人といった顧客への対応について不十分な場合が数多く見受けられます。
- さらに、行政サービスについては、手続きが複雑なうえ複数の窓口に分かれていることもあり、不便であるといった意見も出されています。

(2) 取り組みの方向性

サービス機関や観光地などにおいて障害者や外国人などと接する機会が少ない場合でも、「来ないのではなく来られない」との認識に立ち、おもてなしの心にあふれたサービスが行われるよう、行政や民間等への意識啓発などの取り組みを進めます。

(3) 取り組みの具体例

- サービス研修事業の充実
高齢者や障害者などへの接し方のポイントを伝える研修事業の充実を図り、行政、民間への浸透を図ります。
- ユニバーサルデザインの視点に立ったイベント共通ガイドラインの策定
全国生涯学習フェスティバル¹⁵、ねんりんピック¹⁶、国民文化祭¹⁷などのイベントをより充実したものにするため、高齢者や障害者など多様な人への配慮のポイントをまとめたガイドラインを策定し、それに基づいた会場整備、管理・運営を行います。

¹⁵ 生涯学習活動の成果発表などの場を提供することで、国民の生涯学習への参加を促進することを目的として平成元（1989）年度から都道府県持ち回りで毎年度開催されているイベント。本県は平成18（2006）年度開催予定。

¹⁶ 高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康、福祉の総合的祭典である全国健康福祉祭の愛称。昭和63（1988）年から開催されており、本県は平成19（2007）年度開催予定。

¹⁷ 国民の文化活動の参加意欲に応え、文化活動の水準を高めることを目的として昭和61（1986）年度から開催されている国民の文化の祭典。本県は平成20（2008）年度開催予定。

- 商店街におけるユニバーサルデザイン視点の導入
商店街においても，ユニバーサルデザインの視点に基づいた，人
にやさしいサービスを導入し，地域の人が気軽に楽しく利用できる，
地元に着したきめの細かいサービスを提供して地域振興を図りま
す。
- 地域ケアシステムの推進
本県には，在宅の高齢者などの要援護者に対して専門家がチーム
を組んで福祉サービスを提供する「地域ケアシステム」が構築され
ています。すべての人が，地域でいつまでも自立して生きいきと暮
らせるよう，このシステムの充実・強化を図ります。
- 行政手続きの利便性向上
県職員の意識から「自分の仕事ではないからよそに回す」という
考えを除くほか，できる限り一ヶ所で問い合わせなどに関する処理
が完結するよう，ワンストップサービス¹⁸の充実に努めます。

3 まちづくり

(1) 現状・課題

- だれでも使いやすいハード面の整備は，ハートビル法¹⁹，交通バリ
アフリー法²⁰，茨城県ひとにやさしいまちづくり条例²¹などの法令の
義務や努力規定により，これまで一定の成果を見てきたところです。
- しかし，ハード面の整備は事後の整備点検や改善が不十分な面があ
り，また，事前のチェックも利用者からの意見を十分に反映したも

¹⁸ 行政機関等に対する問い合わせ，申し込み，届出，請求，申請などの際に複数箇所・複数回
の手続きが必要なものを，情報通信技術を活用して，一箇所または一回で済ませることができ
るようにするサービスのこと。

¹⁹ 「高齢者，身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」(平成1
4年制定)の通称。高齢社会の到来にあたり，病院，デパート，福祉施設など，対象としてい
る施設の建築確認の際に高齢者や障害者への配慮がなされているかを審査することで，良質な
建築ストックの形成を図ることを目的としている。

²⁰ 「高齢者，身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」(平成
12年制定)の通称。高齢者や障害者などの公共交通機関における移動の利便性・安全性を向
上させるための取り組みを法制度化したもので，国の基本方針に基づき，市町村は一定規模の
旅客施設を中心とした地区において旅客施設，道路などのバリアフリー化を重点的・一体的に
推進するための基本構想を作成できるとされている。

²¹ 高齢者や障害者に配慮した，すべての人にやさしいまちづくりを推進するため平成8年に制
定された県の条例。ひとにやさしいまちづくりの理念や県，市町村，事業者及び県民の責務に
ついて定め，必要な施策の推進を図ることとしている。

のとは必ずしも言えない現状があります。

(2) 取り組みの方向性

県では、現在までの取り組みで成果を挙げている部分は生かしつつ、誰でも使いやすいまちづくりをさらに推進するため、利用者の視点に立ったハード面の整備の充実を図ります。

(3) 取り組みの具体例

- 公共施設整備ガイドラインの策定
公共建築物の建設の際には、一定のガイドラインを設けるとともに、必要に応じて施設利用者等から意見を伺います。
- 事後的チェックの徹底
建設時だけでなく、事後の改善に柔軟に対応できるように、改修の予算措置に配慮し、迅速な対応に努めます。
- 高齢者等の外出の取り組み支援
ヘルスロード構想推進事業²²など既存の取り組みを通じて外出しやすい環境づくりを推進するほか、高齢者等が気軽に買い物や外出が楽しめるよう、電動カート貸し出しなどの取り組みを支援します。
- モデル地区指定による重点的推進
ユニバーサルデザインの視点に基づいた、住みやすく快適なまちづくりの全県的な拡大を目指すため、モデル地区の指定などの重点的推進を図ります。
- ハード面での商店街改善
商店街の活性化について、ハード面の整備でもユニバーサルデザインの視点を導入し、できる限り既存のまちの構造を生かしつつ、物理的バリアを感じることなく誰もが買い物などを楽しめるまちづくりを支援します。
- 地域特性を生かしたまちづくりの推進
海岸部では水中にも入れる特殊車いすなどのサポートによりみんなが楽しめるバリアフリービーチの設置、霞ヶ浦等では操作が簡単で誰でも楽しめるヨットの導入など、本県の特性を生かした取り組みを支援します。

²² 健康のためのウォーキング推進のほか、安全への配慮などの要件を備えた道を「ヘルスロード」として指定し、だれでも安全に歩ける県づくりを目的とした事業。

4 ひとつづくり

(1) 現状・課題

- ユニバーサルデザインの理念を具体化していくためには、その理念を理解し、主体的に取り組む人を育てることが重要です。
- しかし、県内の学校では、授業でユニバーサルデザインの紹介などを取り入れている事例はあっても、全県的な取り組みには至っていないのが現状です。

(2) 取り組みの方向性

- 県では、長期的な視点に立ち、まず教職員にユニバーサルデザインの重要性を理解してもらい、子どもたちが自ら考え、行動する契機となる取り組みを進めます。
- そうすることで、人と人との違いを当たり前のものであるとして受け入れることのできるひとつづくり、県づくりを進めます。

(3) 取り組みの具体例

- 教職員への研修
子どもたちへの教育に先立ち、教職員へのユニバーサルデザインの理解に関する研修を実施します。
- 教材の研究・開発
研修にあたっては、授業で使いやすい教材の研究を行います。
- 教育プログラムへのユニバーサルデザインの導入
授業を初め教育活動全般における取り組みを通して、ユニバーサルデザインの理念を理解した児童・生徒の育成に努めます。
- 学校外活動の促進
茨城県では、高齢社会に対応すべく県民だれもが介護の知識を持つために、その入門的研修である3級ヘルパー²³の講座を積極的に実施しており、その中で高齢者と中・高校生の世代を超えた交流が生まれるなどの成果が出ています。新しい取り組みだけでなく、このような既に行われている取り組みを通じて、様々な人への理解促進を図ります。
- 取り組みリーダーの養成
子どもだけでなく、県民の中で普及推進の取り組みに積極的に参

²³ 高齢者等に介護サービスを提供する人材を養成する訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修については1級課程から3級課程まであり、3級の研修は主にボランティア等として活動することを目的に、50時間の講義や実習からなる入門的研修内容となっている。

加したい方々を対象とした研修会等を実施することにより，ユニバーサルデザインの推進に関する地域のリーダーを養成するとともに，リーダーの活動に対する支援を行います。

5 情報

(1) 現状・課題

- だれもが等しく社会参加するにあたり，情報化社会の現代にあっては情報の入手しやすさ（アクセシビリティ²⁴）が重要になります。
- 情報はインターネット等に氾濫していますが，その情報を利用できるかどうかはその人の情報技術に関する知識によるところが大きく，また，身体的障害があれば入手できる情報は大きく制限されてしまいます。
- だれにでも使いやすいホームページ作成のガイドラインはJIS規格化もされているところですが，障害の有無に関わらず知りたい情報にたどりつくことが難しいホームページもまだまだ多くあります。
- また，媒体を問わず文章が分かりづらい，文字が小さいなど，情報の提供方法が不十分な例も多く見受けられます。
- そのほか，高齢者や障害者など，災害等の緊急時に必要な情報が得にくい方々に対する情報提供も課題となっています。

(2) 取り組みの方向性

- 県では，情報の重要性をすべての人に認識していただき，手に入れたい情報を，いつでも必要な時に，誰もが簡単に手に入れられる県づくりを進めます。
- 紙媒体やインターネット，公共のサイン，イベントなど，多様な情報伝達手段へのユニバーサルデザインの考え方の導入について，率先して取り組むとともに，関係者への普及推進に努めます。

(3) 取り組みの具体例

- 情報提供に関するガイドラインの策定
まず，すべての人に配慮した具体的なガイドラインを策定し，県のホームページや紙媒体の資料を文字の大きさ，色調，言葉づかいなどに配慮し，使いやすく，分かりやすいものとするよう改善に努めます。

²⁴ 利便性。ある地点や施設への到達しやすさ。「ウェブアクセシビリティ」という場合，インターネット上での情報の利用や入手のしやすさを指す。

- 防災情報の充実

視覚，聴覚など感覚器官に障害のある人，高齢者，外国人など，特に災害時に情報弱者となる可能性の高い方々に配慮した情報の提供方法を検討するなど，防災情報の充実に努めます。
- バリアフリー情報の提供

情報技術を活用した県内施設のバリアフリー情報の提供などを検討するなど，積極的な情報提供に努めます。
- 案内標示の改善

県などの公共的施設において見やすい標示を検討・改善し，誰もが移動しやすい環境づくりを進めます。また，観光地などの案内標示の改善を図り，誰でも見やすく，自由に活動できる観光地づくりを進めます。
- ガイドラインの広報・周知

情報提供に関するガイドライン等については，市町村，民間企業などへの積極的な普及推進を図ります。

6 ものづくり

(1) 現状・課題

- 県では，これまで，笠間焼による人にやさしい食器づくりなどユニバーサルデザインの視点を導入し，誰にも使いやすい製品開発の取り組みを実施してきました。
- しかし，新しいものをつくるためにかかるコスト，開発した製品の販路など，普及のための課題も抱えています。

(2) 取り組みの方向性

県では，誰もが使いやすい製品開発の取り組みを支援することで，新たな産業を創出し，産業活性化，生活の利便向上に努めます。

(3) 取り組みの具体例

- 事業者のユニバーサルデザイン導入意識の醸成

ユニバーサルデザインを事業に導入するメリットについて理解してもらうための研修，講演などのイベントを実施し，意識の醸成を図ります。
- 製品のPR，販路の確保

県のホームページなどの媒体，県関連施設等での展示などの手法により，地場産業を活用したユニバーサルデザイン製品のPRのほ

か、発明コンテスト、認証制度等の支援策を行い、販路を積極的に開拓します。

- 製品の普及促進

県関連施設等において誰もが使いやすい製品の導入を促進し、利用者に利便性を実感してもらう取り組みを行います。

- 人的ネットワークの構築

事業者、学術機関、利用者、行政など多様な主体が連携して情報を共有し、製品開発に関する県内産業界の取り組みを支援します。

7 交流

(1) 現状・課題

- 本県の土地柄として、安定志向で相互扶助の精神が残る地域が多く残っているという特徴があります。
- しかし、交通や情報通信手段の発展、核家族化の進行などの社会的変化により、人と人との結びつきや交流が希薄になってきている傾向があります。

(2) 取り組みの方向性

県では、希薄になってきた人間関係にユニバーサルデザインの考え方を導入することで、コミュニティの再構築を進めるとともに、様々な分野における交流の促進を図ります。

(3) 取り組みの具体例

- 世代間交流の促進

高齢社会に対応すべく実施している3級ヘルパーの講座において、高齢者と若者の世代を超えた交流が生まれるなどの成果が出ています。こうした取り組みを通じて、すべての人が生きがいをもって取り組める世代間の交流を促進します。

- 地域間交流の促進

グリーンツーリズムなどの観光活動に誰でも参加しやすいユニバーサルデザインの視点を加えることで、同じ地域内だけでなく他の地域との交流をより一層促進します。

- 地域コミュニティの再生・活性化

ご近所の底力再生事業²⁵などの事業を通じて、県民が主体となっ

²⁵ 地域の課題解決のため、あいさつ・声かけ運動や啓発イベント、地域住民の自主的な取り組みに対する

て地域コミュニティを再生・活性化する取り組みを支援し、すべての人が安全・安心に暮らせる地域づくりを目指します。

第4節 基本姿勢

茨城県では、以上のような具体的取り組みにあたり、次のような基本姿勢に基づき施策の展開を図ることとします。

1 住民主体・対話・協働の促進

対象がソフトであれハードであれ、利用者である住民の視点が何よりも大切です。ユニバーサルデザインの取り組みを全県的に推進するにあたり、住民主体の視点を積極的に取り入れていきます。

2 積極的な情報提供

ユニバーサルデザインの考え方に基づいた利用者主体の県づくりを進めるためには、その前提として利用者が判断するための十分な情報が提供されていなければなりません。インターネット等の媒体を活用し、県の取り組みについては随時情報提供していくこととします。

3 実践的な取り組みと活動の継続化

思うだけではなく具体的実践が大切です。ユニバーサルデザインの理念を理解したうえで、身近にできることからコツコツと取り組んでいく姿勢が必要です。また、できない理由ではなく実現するためにはどうすればよいか、を最優先に考えます。

4 取り組みの事後的チェックの徹底

県の施策は、事業を行う前に比べ、事業実施後に改善点が生じた場合の対応は十分とはいえない面もあります。ユニバーサルデザインの考え方では、一度完成したものでも柔軟に改善できるシステムが不可欠であり、県ではP D C Aサイクル²⁶を取り入れ、ユニバーサルデザインの取り組みを充

助成などを行い地域コミュニティの再生・活性化を図ることを目的とした事業。

²⁶ 計画（Plan）を実行（Do）し、評価（Check）して改善（Action）に結びつけ、その結果を次のプロセスに生かすシステム。特に民間企業が製品の品質向上や経費削減を検討する際の手法として広く用いられてきた。

実させていただきます。

5 持ち場・立場を越えた連携の強化

ある程度大きい組織が部署の壁を越えて新しいことに取り組もうとするとき、それがどのような組織であっても少なからず「ここまでが自分の仕事」「ここからは相手の仕事」と線を引き、互いに干渉されることを嫌う、いわゆるセクショナリズム²⁷の問題に直面することがよくあります。これはユニバーサルデザインの理念に基づいた取り組みを考えると、最も障害となる要素であり、この課題を乗り越える困難さを認識したうえで、組織の縦割りを打破し、行政・企業・住民などがその持ち場や立場を越えて共通の課題を解決するために、異なる主体が積極的に連携する姿勢を大切にします。

6 人的ネットワークの拡大

「だれもが暮らしやすい社会を構築する」というと、ゼロからの新しい取り組みというイメージがありますが、多様な人々を理解したり、幅広い利用者に対する製品やサービスを提供しようという考え方に基づいた取り組みは、「ユニバーサルデザイン」という言葉を意識しているかどうかに関わらず、従来から様々な地域で多くの人たちによって行われてきました。県は、「点」の活動である既存の取り組みをいかに結びつけて「線」にし、「面」の人的ネットワークに拡大していくか、という視点を基本にすえて普及・推進に取り組めます。

第5節 指針の性格

- この指針は、「すべての人にとって暮らしがいのあるいばらきづくり」を実現するため、県だけでなく、県民、企業、NPO²⁸等の団体、市町村などが共通の理解のもとで連携・協働しながらユニバーサルデザインの考え方に基づいた取り組みを推進していくためのガイドライン的性格を持つものです。

²⁷ ひとつの組織の中で、自分の属する組織や党派の立場に固執し、他と協調しない傾向。縄張り意識のこと。

²⁸ Non-Profit Organization（民間非営利組織）の略。営利を目的とせずに、社会的使命の実現を目的として活動する民間の組織・団体の総称。

- また，新しい茨城県総合計画²⁹などの内容を踏まえ，ユニバーサルデザインに関する上位計画として，県の関連分野の個別計画について策定，見直しなどを行う際の指針となるものです。
- なお，ユニバーサルデザインの考え方に基づき，すべての人にとってよりよい指針とするため，実践的な取り組みを通じ，必要に応じて見直しを図っていくものとします。

第3章 ユニバーサルデザインの推進体制等

第1節 県の取り組み

1 全県的推進体制の整備

ユニバーサルデザインの推進は，県民，企業，市民団体など多様な主体の協力，積極的参加によって実現するものです。このため，全県的推進を図る際の中心的役割を担う多様な主体が参加した組織を作るほか，まちづくり，ものづくり等の分野ごとに専門部会を設けるなど，発展的，永続的な推進体制を構築します。

2 全庁的推進体制の整備

県内部の体制について考えると，従来の組織と異なり職員一人ひとりが自分の業務の範囲を超えた視点で考えることが必要になります。職員の意識を変革するための研修などに積極的に取り組み，全庁的にヨコの連携を密にしやすい組織づくりに努めます。

3 各主体の取り組み支援

県は，全県的推進体制の整備に併せて，ユニバーサルデザインを推進しようとする県民，企業，市民団体などの各主体の取り組みを，具体的事業，広報などを通じ，積極的に支援します。

²⁹ 茨城県の県政運営の基本方針。現在策定中の新計画では，県づくりの方向性は2025～2030年頃を展望しており，施策展開の方向性については平成18（2006）年度を初年度とし，平成22（2010）年度を目標年度としている。

4 市町村との連携強化

市町村との連携も、地域の実情に合わせたきめ細やかな取り組みの推進を図る上で非常に重要です。県では、ユニバーサルデザインに関する市町村との研究会等の開催を通じて市町村との連携強化に努めます。

5 ガイドライン等の策定

本指針を含め、建築物の建設、イベントの実施、ホームページの作成等、各主体が具体的にユニバーサルデザインの推進に取り組む際のガイドラインを策定するとともに、事業実施後の評価マニュアルを整備するなど、県はもちろん各主体が取り組みやすい環境づくりを行います。

第2節 NPO,市民団体の役割

1 主体的取り組み

従来、地域づくりはどちらかというと行政主導になりがちだった面が多く見受けられました。しかし、現在では住民が中心となって取り組む事例が増えてきており、その主体として、NPOや市民団体が注目されるようになってきています。こうした従来の枠にしばられない、柔軟な運営が可能な団体に対し、県はユニバーサルデザインを導入した新しい地域づくりのリーダーとしての可能性に期待しています。

2 行政や事業者への提案

NPOなどの団体の特徴として、住民の声をより具体的に行政や企業に伝えるなどの、従来の組織のすき間を埋める活動が挙げられます。行政や企業では把握しきれない、きめ細かい住民ニーズを施策展開や製品開発に反映させるための提言や、具体的取り組みなどの活動を期待します。

第3節 県民の役割

1 行政施策への積極的参加・提案

住民と行政の関係は大きく変化してきています。右肩上がりの成長を続ける社会においては、利益の配分をどうするか、ということが行政の主眼であり、住民も行政に対しては要求型の参加になる傾向がありました。しかし、

成長が安定した社会においては、住民は受け身ではなく、行政施策に積極的に参加するために自分自身でできることは何なのか、ということを見つめ直すことが求められます。サービスの利用者としての視点で、制度をよりよいものにするために必要なことは何なのか、という観点から積極的な参加・提案を期待します。

2 行政や企業との成熟した関係

行政や企業はサービスの利用者のニーズを的確にとらえるとともに、クレーム等が寄せられた時には真摯に対応することが求められています。しかし組織も人間が構成しているものであり、ちょっとした食い違いから対立することも生じてきます。その場合においては、「対立からは何も生まれない」ということを双方が認識し、お互いの立場等を理解することが重要です。ユニバーサルデザインの取り組みも、様々な団体の取り組みに共感できる部分があれば積極的に評価し、共感できない部分についてはお互いができる限り歩み寄って課題解決に向けて協働して取り組むなど、成熟した関係の構築がなされるよう期待しています。

3 身近な取り組みの実践

ユニバーサルデザインの取り組みに参加することは、何も大げさなことではありません。道で困っている人がいればさりげなく援助の手を差し伸べたり、地域活動や研修会に積極的に参加して多様な人がいることを知る、といったことでまずは十分なのです。その肩の凝らない、自然な取り組みがやがては大きな時代の流れとなっていく可能性を持っているのです。

第4節 市町村の役割

1 推進体制の整備

ユニバーサルデザインの推進には、基礎自治体である市町村の取り組みが欠かせません。合併などにより規模の大きくなる市町村が増えるにつれ、その役割に対する期待も大きくなってきています。

その一方で、合併に伴い人口や面積が増加し、新たな地域コミュニティの構築といった課題も顕在化しつつあります。このような状況の中で、ユニバーサルデザインの理念を施策に積極的に取り入れていくことは、今後必然の流れになっていくことでしょう。

その際、まずは組織の内部でユニバーサルデザインに関する担当部署を決め、組織を挙げての取り組み体制を整備することが必要になります。また、担当部署を決めると、「あれはあそこの仕事だから」というようなセクショナリズムの弊害に陥る危険性もあるので、常に全体での取り組み体制となっているかどうか、継続的な点検を行う必要があります。

2 住民への普及推進

組織体制を整え、住民への普及推進を行うにあたり、まず全職員が理念を理解し、共有しなければなりません。市町村の職員もユニバーサルデザインに関する研修を積極的に受講するなどして、研鑽に努める必要があります。そのうえでその理念に基づいた施策展開を図れば、より住民のニーズに基づいた事業が展開できることになり、それはこれからの自治体としてあるべき姿勢でもあるのです。

第5節 事業者の役割

1 ユニバーサルデザインの視点に基づいたサービス・製品の提供

「あらゆる顧客に対するサービスや製品を提供する」ということは絵空事に聞こえるかもしれませんが、しかし、完璧なものは無理であるとしても、それに近いものを作りだそうと努力し、実際に成果や利益を挙げている企業もあります。また、ユニバーサルデザインを「顧客の選択肢の多様性を確保する」ととらえると、取り組みの幅が広がります。今後高齢化がますます進行し、人口が減少する社会にあっては、ユニバーサルデザインの視点で、顧客の対象をより広げることが企業にとっても重要となるでしょう。

2 社会への貢献

ユニバーサルデザインを導入したサービス・製品の提供は企業の発展につながるばかりではなく、積極的に導入している姿勢や取り組みを広報することで、企業のイメージアップなどの間接的な利益につなげる可能性もあります。そうした取り組みが、やがてはその企業のみならず社会全体に理念を浸透させることになるでしょう。

3 人材育成

民間企業には、長期的な視点に立った取り組みを行うとともに、継続的な

取り組みを可能とするため、トップの十分な認識のもと、ユニバーサルデザインの理念に基づいたサービス、製品を提供できる人材を積極的に育成することを期待します。

第6節 国の役割

1 制度の整備

国においても、ひとつづくり、まちづくり、ものづくりなど様々な分野でユニバーサルデザインの考え方を取り入れるための指針が示され、具体的取り組みが行われているところですが、地方の隅々までは浸透していないのが現状です。法律などの基本となる制度の整備や、その周知を期待します。

2 地方自治体への支援

既に全国各地でユニバーサルデザイン推進に関する多くの取り組みが行われていますが、地域によっては熱心な取り組みが行われているにも関わらず、周辺への十分な波及がなされていない事例もあります。国にはそうした取り組みをモデル事例に指定し、全国的に周知・普及を図るなどの支援策を期待します。

3 地方分権の推進

地方が独自色のある取り組みによって活力を生み出していくためには、財源や権限のより一層の移譲が不可欠です。国には地方分権の取り組みをより強化することで、間接的に地方がユニバーサルデザインの推進などを行いやすくなる環境づくりを期待します。




(参考資料 1) 用語解説

ページ	注	解説
1	1	<p>【ユニバーサルデザインの7原則 (原文)】</p> <ul style="list-style-type: none">● Equitable Use● Flexibility in Use● Simple, Intuitive Use● Perceptible Information● Tolerance for Error● Low Physical Effort● Size and Space for Approach and Use <p>原文は The Center for Universal Design(1997). The Principles of Universal Design, Version 2.0. Raleigh, NC: North Carolina State University. Copyright © 1997 NC State University, The Center for Universal Design.</p>
1	2	<p>【オストメイト】</p> <ul style="list-style-type: none">● オストメイトとは，人工肛門や人工ぼうこうを保有する人のことをいいます。● オストメイトの方々は，直腸がんやぼうこうがんなどのため外科手術により肛門やぼうこうが摘出され，それらの代わりに「ストーマ」と呼ばれる新しい排泄口が腹部に作られており，補装具に排泄物を溜めます。● しかし，排泄をコントロールすることができず，公衆の場に補装具の処理できるトイレが少ないため，外出を控えている方もいます。

ページ	注	解説
22	29	<p>【新しい茨城県総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 茨城県の県政運営の基本方針。基本構想，基本計画，地域計画からなり，長期的な見通しに立った県土の発展方向や，県を取り巻く社会経済情勢の変化に的確に対応した施策展開の方向を定めることで，県政運営の方向を明らかにし，総合的，計画的に県行政を進めていくための指針とするものです。 ● 現在策定中の新計画は平成18年度を初年度とし，平成22年度を目標年度とした5年間の計画になっています。

【ユニバーサルデザインの7原則】

原則	具体例
だれにも公平に使いやすいものであること	<p>センサー付き自動ドア</p> 
使用する際に自由度が高いこと	<p>両きき用ハサミ</p> 
使い方が簡単で分かりやすいこと	<p>土地勘のない人や外国人にも分かりやすい数字による駅名表示</p> 
必要な情報が効果的に伝わるようにすること	<p>視覚(画像),聴覚(音),触覚(振動)で情報を伝える携帯電話</p> 

原則	具体例	
間違った動作が危険につながらないデザインであること	安全に配慮した遮蔽式プラットホーム	
身体的負担が少なく，楽に使用できること	ノブハンドルより操作が簡単なレバーハンドル	
アクセスや操作がしやすいスペースと大きさがあること	スペースの広い多目的トイレ	

ここに挙げた原則は，ユニバーサルデザインの考え方に基づいた基本的な事項をチェックするためのポイントであり，実際にはこれらを踏まえて企業や自治体で独自の基準（価格，環境に配慮すること など）を加えていくことが必要です。

(参考資料2) 指針策定の経緯について

平成16年4月	茨城県保健福祉部厚生総務課に担当部署設置
4～6月	推進体制検討・他県調査
7～8月	関係部署によるワーキングにより現状と課題を抽出 第1回(7/14)全庁的取り組みについて 第2回(7/27)ハード面の取り組みについて 第3回(8/6)ソフト面の取り組みについて
10月14日	第1回いばらきユニバーサルデザイン研究会 茨城県の現状について 茨城県のユニバーサルデザイン推進に関する現状と課題について 他県や国等の状況について いばらきユニバーサルデザイン推進指針(仮称)素案について
12月1日	第2回いばらきユニバーサルデザイン研究会 ユニバーサルデザインに関連する県の切実な課題について 市町村、NPO等の取り組み状況について いばらきユニバーサルデザイン暫定指針案について
平成17年2月	いばらきユニバーサルデザイン推進指針 中間報告
4月18日	ワーキング 中間報告を踏まえた今後の取り組みについて
10～11月	各部局意見照会
平成18年2月	いばらきユニバーサルデザイン推進指針策定

(参考資料3) いばらきユニバーサルデザイン研究会会員名簿

(50音順, 敬称略)

所属	職名	氏名	備考
京成ホテル株式会社	企画部長	秋元 昭臣	
大洋村健康増進課	係長	飯島 寿一	
茨城県立医療大学附属病院	病院長	大田 仁史	
茨城県女性校長・教頭会	前会長	小澤 三枝	
日経BP社日経デザイン	編集長	勝尾 岳彦	
全国ユニバーサルサービス連絡協議会	事務局長	紀 薫子	
トライポッド・デザイン株式会社	代表取締役	中川 聡	
筑波技術短期大学建築工学科	教授	萩田 秋雄	
筑波大学人間総合科学研究科	教授	蓮見 孝	座長
牛久市民福祉の会	事務局長	秦 靖枝	
茨城県生活環境部国際交流課	国際交流員	ベロニク ミシェル	

所属・職名は平成16年度のもの

茨城県の取り組みに至る経緯や、これからの取り組みについては以下のホームページで紹介しています。

【いばらきユニバーサルデザインホームページ】

アドレス：<http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/koso/ud/top.htm>